

国立国会図書館

国家戦略特区の概要と論点

調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 897(2016. 3. 10.)

はじめに

I 国家戦略特区とは

- 1 先行制度との比較
- 2 国家戦略特区の概要

II 国家戦略特区における取組

- 1 立法・規制改革の状況
- 2 各区域の概要

III 論点

- 1 国家戦略特区における課題
- 2 今後の動き

おわりに

- 第2次安倍晋三内閣の成長戦略で創設された「国家戦略特区制度」について、先行の特区制度との比較、創設の経緯、制度の概要を概観した後、特区に指定された各区域における取組、今後の課題等を示す。
- これまでに10区域が国家戦略特区に指定され、農業委員会の改革、医学部の新設、外国人家事支援人材の受入れなどの規制改革が実現したが、実現していないものも多い。
- 国家戦略特区制度の論点としては、①評価指標の設定、②先行の特区制度との連携、③シェアリングエコノミー（民泊、ライドシェア等）への対応、④近未来技術（遠隔医療、自動飛行、自動走行等）実証の推進等が挙げられる。

国立国会図書館

調査及び立法考査局経済産業課

とかしき よしの
(渡嘉敷 美乃)

第897号

はじめに

国家戦略特別区域（以下「国家戦略特区」）は、第2次安倍晋三内閣の成長戦略である「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」（平成25年6月14日閣議決定。以下、平成26年6月24日と平成27年6月30日の改訂版を合わせて「日本再興戦略」）において、「大胆な規制改革等を実施するための突破口」として、その創設が位置付けられ、成長戦略の柱の1つとなっている。国家戦略特区制度の集中取組期間の終了期である、平成27（2015）年度末を控えて、制度の概要、これまでの取組、今後の課題などをまとめた。

I 国家戦略特区とは

1 先行制度との比較

国家戦略特区のほかに、全国的に展開されている特区制度には、構造改革特別区域（以下「構造改革特区」）と総合特別区域（以下「総合特区」）がある（表1）。

表1 全国的に展開されている特区制度

| 略称 | 根拠法 | 趣旨 | 実施される措置 | 件数 |
|--------|-----------------------------|--|---|---|
| 構造改革特区 | 構造改革特別区域法 (平成14年法律第189号) | 地域の実情に合わなくなった国の規制を見直し、経済社会の構造改革の推進及び地域活性化を図る。 | ・規制の特例措置 | 区域計画の累計認定数 <u>1,254</u> 件（うち、活用中の計画 <u>377</u> 件、全国展開等された計画 <u>877</u> 件） |
| 総合特区 | 総合特別区域法 (平成23年法律第81号) | 先駆的取組を行う実現可能性の高い区域に国と地域の政策資源を集中し、国際競争力の強化と地域活性化を図る。 | ・規制の特例措置 ・金融上の支援措置 ・税制上の支援措置 ・財政上の支援措置 | 国際戦略総合特区 <u>7</u> 件 地域活性化総合特区 <u>41</u> 件 |
| 国家戦略特区 | 国家戦略特別区域法 (平成25年法律第107号) | 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進し、産業の国際競争力強化、国際的な経済活動の拠点形成を図る。 | ・規制の特例措置 ・金融上の支援措置 ・税制上の支援措置 | 1次指定 <u>6</u> 区域 2次指定 <u>3</u> 区域 3次指定 <u>1</u> 区域 |

（出典）首相官邸 HP 「内閣府地方創生推進室」の各特区のページ <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/>> を基に筆者作成。

構造改革特区制度は、平成14（2002）年に小泉純一郎内閣の構造改革の目玉として創設された。特区内で実施されるのは、規制の特例措置（規制緩和）のみで、財政措置を伴わないことが特徴である。毎年3回程度新たな認定が行われている。¹

総合特区制度は、平成23（2011）年に菅直人内閣において創設された。規制緩和に加え、金融・税制・財政上の支援措置を総合的に講じ、国際競争力の強化と地域活性化の2つを目標としていることが特徴である。平成25（2013）年9月以降、新たな指定はない。²

* 本稿は、平成28（2016）年2月8日時点までの情報を基にしている。インターネット情報への最終アクセス日も同日である。

¹ 構造改革特区については、申請されるメニューが小粒である、全国展開の規定について、早期の全国展開により特区を利用するメリットが失われるなどの指摘がある（高坂晶子「国家戦略特区の実効性向上に向けて」『JRI レビュー』9(19), 2014.11.12, p.38. <<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/jrireview/pdf/7634.pdf>>; 21世紀政策研究所「構造改革特区制度における評価システムの課題」2004.12.6, p.11. <http://www.21ppi.org/pdf/the_sis/041206.pdf>）。

² 総合特区については、政権交代を機に推進力が失われた、補助金目的の特区が乱立したなどの指摘がある（高

国家戦略特区制度は、平成 25（2013）年に創設された。これまでの地域の発意に基づくボトムアップ型の特区に対し、民間有識者の知見を活用しつつ、国が自ら主導し国と地域の双方が有機的連携を図ること³、財政措置を伴わないことが特徴である。

2 国家戦略特区の概要

（1）創設の経緯

（i）産業競争力会議等における検討

国家戦略特区創設の経緯を表 2 にまとめた。特区の構想は、平成 25（2013）年 2 月の産業競争力会議⁴において、有識者の知見を得るために選出された民間議員が「アジアで最も起業がしやすい国」を目指した特区の創設を要望したことをきっかけとしている。

同年 4 月の日本経済再生本部のテーマ別会合において、主査を務める竹中平蔵議員が「アベノミクス戦略特区」を提案し、今までとは違う特区の在り方が議論された。同月の産業競争力会議では、新藤義孝総務大臣兼地域活性化担当大臣（当時）が「世界で 1 番ビジネスのしやすい国」にすることを目標として、これまでの特区とは次元の違う、「総理主導」の下、強力な実行体制を持つ「国家戦略特区」の創設を提言した。5 月に設置された国家戦略特区ワーキンググループ（以下「国家戦略特区 WG」）において、制度設計や規制改革事項の検討などが進められた。

そして、同年 12 月に「国家戦略特別区域法」（平成 25 年法律第 107 号。以下「特区法」）が成立し、国家戦略特区制度はスタートした。

（ii）日本再興戦略における位置付け

日本再興戦略における国家戦略特区の位置付けと関連する KPI（成果目標）⁵を表 3 にまとめた。KPI では、平成 32（2020）年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、先進国で 3 位以内に入るとしているが、日本の平成 28（2016）年のランキングは先進国中 24 位と後退し、改革が十分に進んでいるとは言えないと指摘されている⁶。

表 2 国家戦略特区創設の経緯

| 年月日 | 事項 |
|-----------|---|
| 平成 25 年 | |
| 2 月 18 日 | 産業競争力会議（第 2 回） 民間議員が「アジアで最も起業がしやすい国」を目指した特区の創設を要望 |
| 4 月 3 日 | 日本経済再生本部（テーマ別会合） 今までとは違う特区の在り方について議論 |
| 4 月 17 日 | 産業競争力会議（第 6 回） 新藤義孝大臣（当時）が総理主導の特区の創設とワーキンググループの設置を提言 |
| 5 月 10 日 | 国家戦略特区 WG（第 1 回） |
| 6 月 14 日 | 「日本再興戦略」閣議決定 国家戦略特区の創設について言及 |
| 10 月 18 日 | 「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」日本経済再生本部決定 |
| 11 月 5 日 | 「国家戦略特別区域法案」閣議決定 |
| 12 月 7 日 | 「国家戦略特別区域法」成立（12 月 13 日施行・一部平成 26 年 4 月 1 日） |
| 12 月 13 日 | 国家戦略特別区域担当大臣に新藤義孝氏が就任 |

（出典）産業競争力会議の会議録等を基に筆者作成。

坂 同上, pp.38, 47.)。

³ 「国家戦略特別区域基本方針」（平成 26 年 2 月 25 日閣議決定）p.2. 首相官邸 HP <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/pdf/kihonhoushin.pdf>>

⁴ 成長戦略の具現化と推進について調査審議する。平成 24（2012）年 12 月に経済対策と成長戦略の企画・立案・総合調整を担う司令塔として設置された「日本経済再生本部」の下に開催される。

⁵ 「日本再興戦略」では、「中短期工程表」で施策実施スケジュールを整理しており、政策項目ごとに KPI（成果目標）を設定している。

⁶ 「ビジネス環境、日本は 34 位に後退 世銀 16 年版ランキング」『日本経済新聞』（電子版）2015.11.5. <http://www.nikkei.com/article/DGXLASFS03H0P_V01C15A1EE8000/>; World Bank Group, “Doing Business 2016: Measuring Regulatory Quality and Efficiency,” *A World Bank Group Flagship Report*, 13th ed., 2015. <<http://www.doingbusiness.org/~media/GIAWB/Doing%20Business/Documents/Annual-Reports/English/DB16-Full-Report.pdf>> ただし、平成 28（2016）年から、ランキング手法が変更されている。

表3 日本再興戦略における国家戦略特区の位置付け

| 名称 | 閣議決定日 | 国家戦略特区の位置付け | 関連する KPI |
|-----------------------------------|---------------------|---|--|
| 日本再興戦略 —JAPAN is BACK— | 平成 25 年 6 月 14 日 | ・国家戦略特区の創設「大胆な規制改革等を実施するための突破口」 | 2020 年までに、 ・世界銀行のビジネス環境ランキング ¹ において、日本が 2014 年先進国 19 位→3 位以内に入る。 |
| 「日本再興戦略」改訂 2014 —未来への挑戦— | 平成 26 年 6 月 24 日 | ・国家戦略特区の加速的推進「各特区における事業の実現化段階に入る」 | ・世界の都市総合ランキング ² において、東京が現状 4 位→3 位以内に入る。 |
| 「日本再興戦略」改訂 2015 —未来への投資・生産性革命— | 平成 27 年 6 月 30 日 | ・国家戦略特区の加速的推進 ・地方創生特区第 2 弾（3 次指定）の実現 | |

(注 1) 世界 189 の国と地域のビジネスのしやすさを順位付けしたもの

(注 2) 森記念財団が 2008 年から毎年発表している世界の主要都市（40 都市）の総合力を評価し、順位付けしたもの。東京は 2015 年まで毎年 4 位となっている。

(出典) 日本再興戦略とその中短期工程表を基に筆者作成。

(2) 国家戦略特区の手續

(i) 区域の指定に至る手續

区域の指定に係る経緯を表 4 にまとめた（各区域の概要は、II 2）。平成 26（2014）年 1 月に特区に関する重要事項について調査審議する「国家戦略特別区域諮問会議」（以下「諮問会議」。表 5）が開催され、翌月 25 日に「国家戦略特別区域基本方針」（以下「基本方針」）⁷が閣議決定された。諮問会議は、諸權益を代表する立場にある各省大臣がメンバーに加わず、最終的な決定は内閣総理大臣が決断する「総理主導」の枠組みが採用されている⁸。

国家戦略特区は、「国が改革の受け身にならないように、国が戦略的に方針を決めて数を絞って地域を指定する仕組み」⁹とされている。そのため、政令による区域の指定とともに、内閣総理大臣が「国家戦略特別区域方針」（以下「区域方針」）を決定し、同方針により、それぞれの特区について性格付けが行われ、あるべき将来像や政策課題の解決に向けた方向性等が共有される¹⁰。

区域の指定後、各区域に設置される「国家戦略特別区域会議」（以下「区域会議」。表 5）

表 4 国家戦略特区の指定及び特区法の改正に係る経緯

| 年月日 | 事項 |
|-----------|---|
| 平成 26 年 | |
| 1 月 7 日 | 国家戦略特別区域諮問会議（第 1 回） |
| 2 月 25 日 | 「国家戦略特別区域基本方針」閣議決定 |
| 3 月 28 日 | 国家戦略特別区域諮問会議（第 4 回） 第 1 次指定の予定区域の決定 |
| 5 月 1 日 | 「国家戦略特別区域及び区域方針」内閣総理大臣決定 「国家戦略特別区域を定める政令」制定 国家戦略特区の第 1 次指定 |
| 10 月 30 日 | 「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」閣議決定 ※衆議院解散に伴い廃案 |
| 平成 27 年 | |
| 3 月 19 日 | 国家戦略特別区域諮問会議（第 13 回） 第 2 次指定の予定区域（地方創生特区第 1 弾）決定 |
| 4 月 3 日 | 「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」閣議決定 |
| 7 月 8 日 | 「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」成立（9 月 1 日施行） |
| 8 月 28 日 | 「国家戦略特別区域及び区域方針」の一部変更 「国家戦略特別区域を定める政令」の一部改正 国家戦略特区の第 2 次指定 |
| 12 月 15 日 | 国家戦略特別区域諮問会議（第 18 回） 第 3 次指定の予定区域（地方創生特区第 2 弾）決定 |
| 平成 28 年 | |
| 1 月 29 日 | 「国家戦略特別区域を定める政令」の一部改正 国家戦略特区の第 3 次指定 |

(出典) 国家戦略特別区域諮問会議の会議録等を基に筆者作成。

⁷ 特区の意義及び目標、指定に関する基準、政府による支援策の計画等の、基本的な方針について定める（「国家戦略特別区域基本方針」前掲注(3), pp.1-2, 22.）。

⁸ 安田信之助編著『日本経済の再生と国家戦略特区』創成社, 2015, p.91.

⁹ 同上

¹⁰ 「国家戦略特別区域基本方針」前掲注(3), p.9.

において、「国家戦略特別区域計画」(以下「区域計画」)が作成される。区域会議は、国・自治体・民間の三者が対等の立場に立って構成される「ミニ独立政府」の性格を持つ¹¹。

表5 国家戦略特区に係る組織等とその役割

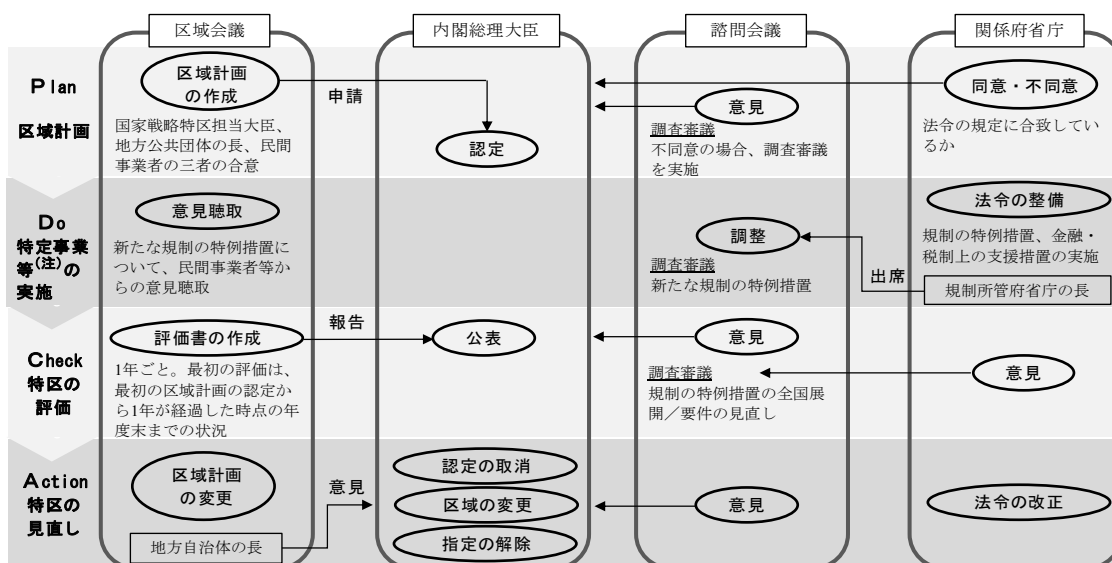
| 組織等 | 構成員 | 役割 |
|--------------|--|---|
| 閣議決定 | — | ・基本方針の決定 |
| 政令 | — | ・国家戦略特区の指定 |
| 内閣総理大臣 | — | ・区域方針の決定 ・区域計画の認定 |
| 国家戦略特別区域諮問会議 | 議長：内閣総理大臣 議員：内閣官房長、国家戦略特区担当大臣、内閣総理大臣が指定する国务大臣、民間有識者 | ・国家戦略特区に関する重要事項について調査審議すること ・以下について、内閣総理大臣に対して意見を述べること 国家戦略特区の指定、基本方針、区域方針 区域計画の認定 等 |
| 国家戦略特別区域会議 | 国家戦略特区担当大臣、関係地方公共団体の長、内閣総理大臣が選定した民間事業者等 | ・区域計画の作成 ・認定区域計画の実施に係る連絡調整 等 |
| 国家戦略特区WG | 民間有識者 | ・国家戦略特区の制度設計 ・規制改革事項について、関係府省庁との折衝 ・自治体や事業者からの提案受付・ヒアリング |

(出典) 内閣府地方創生推進室「国家戦略特別区域法の概要」首相官邸 HP <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/pdf/kokusentoc_gaiyo.pdf> 等を基に筆者作成。

(ii) 区域指定後の手続

区域指定後の手続と各組織の役割を図1にまとめた。

図1 国家戦略特区の各区域における区域指定後の手続と各組織の役割



(注) 特定事業等は、特区内で地方公共団体や民間事業者により、規制の特例措置の適用を受けるなどして実施される。

(出典) 「国家戦略特別区域基本方針」(平成26年2月25日閣議決定)首相官邸 HP <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/pdf/kihonhoushin.pdf>> 等を基に筆者作成。

区域計画は、各区域で実施する具体的な事業等を定める実施計画と言えるもので、基本方針及び区域方針との適合性等を担保するため、内閣総理大臣の認定を受けることとされている¹²。

¹¹ 安田編著 前掲注(8)

¹² 「国家戦略特別区域基本方針」前掲注(3), pp.18-20.

区域の評価については、区域会議が区域計画の進捗状況を取りまとめた評価書を内閣総理大臣に提出し、評価書は速やかに公表されることとなっている¹³。しかし、現在、国家戦略特区のホームページで公表されている評価書はなく、各区域会議における進捗管理の状況が確認できないという課題がある¹⁴。

II 国家戦略特区における取組

1 立法・規制改革の状況

国家戦略特区において実施される各規制の特例措置（以下「規制改革メニュー」）は、特区法等に規定されている¹⁵。初期メニューは、平成 25（2013）年 10 月に日本経済再生本部が決定した「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」に基づくものであった（表 2）。追加メニューは、民間事業者や地方公共団体などから広く募集され（海外からの提案も可）、国家戦略特区 WG による選定・ヒアリング、諮問会議における調査審議、必要な法改正等を経て、追加される（特区法の改正経緯は表 4、各組織の役割は表 5）。

特区における規制緩和の実現については、農業委員会の改革、医学部の新設、外国人家事支援人材の受入れなど、突破口という意味ではかなり開けてきたという評価がある¹⁶。また、有期雇用の特例や古民家等の活用のための「建築基準法」（昭和 25 年法律第 201 号）の特例などは、いずれも特区での施行を待たず、全国的に規制緩和された。現在特区で実施されている規制改革メニューのうち「農業生産法人」については平成 27（2015）8 月に関係改正法が成立し、「シルバー人材」については第 190 回国会に關係法の改正案が提出されており¹⁷、両法ともに平成 28（2016）年 4 月の施行による全国展開を目指している。全国展開については、条件が何かを明らかにしておくことの必要性や、全国展開を前提とすることが、かえって機動的な規制緩和の障害となり、制度の実効性を損なうおそれがあることが指摘されている¹⁸。（各規制改革メニューの内容は、巻末の参考表を参照）

また、成長戦略で推し進められる規制改革は、規制改革会議¹⁹で議論される「国単位」、国家戦略特区を活用した「地域単位」、そして「企業単位」の 3 層構造となっている²⁰。企

¹³ 同上, p.11.

¹⁴ ただし、福岡市は特区の情報サイトで活動実績を公表している（福岡市「福岡市グローバル創業・雇用創出特区」活動実績」2015.12.1. <<http://f-tokku.city.fukuoka.lg.jp/wp-content/uploads/2015/12/271201katudou.pdf>>）。また、諮問会議及び国家戦略特区 WG の民間有識者により、1 次指定の 6 区域に対する中間評価（進捗状況、規制改革メニューの活用状況等の評価）が公表された（秋池玲子ほか「1 次指定 6 特区に対する中間評価」（第 18 回国家戦略特別区域諮問会議資料 3 別紙）2015.12.15. 首相官邸 HP <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/dai18/shiryu3.pdf>>）。

¹⁵ 法律の特例に関する措置は特区法に規定され（特区法第 12 条の 2 から第 25 条）、政令等で規定された規制の特例措置は規制所管府省庁の政令等により措置される（同第 26 条及び第 27 条）。

¹⁶ 竹中平蔵「新三本の矢で成長戦略の一層の強化を」日本経済研究センター『セミナー講演録』2015.10.13.

¹⁷ 「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」（平成 27 年法律第 63 号）のうち、「農業生産法人」に係るのは、「農地法」（昭和 27 年法律第 229 号）の改正。「雇用保険法等の一部を改正する法律案」（第 190 回国会閣法第 9 号）のうち、「シルバー人材」に係るのは、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（昭和 46 年法律第 68 号）の改正。

¹⁸ 安田編著 前掲注(8), p.19; 高坂 前掲注(1), p.47.

¹⁹ 平成 25（2013）年 1 月に設置された内閣総理大臣の諮問機関。経済社会の構造改革を進める上で必要な規制改革を進めるための調査審議を行う。

²⁰ 「国家戦略特別区域基本方針」前掲注(3), p.14; 上村未緒「企業単位の規制改革は進むか」『みずほインサイト』2015.4.27. <<http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/pl150427.pdf>>

業単位の規制改革としては、「産業競争力強化法」（平成 25 年法律第 98 号）による「グリーゾーン解消制度」²¹と「企業実証特例制度」²²が平成 26（2014）年 1 月からスタートしているが、活用状況は芳しくない²³。規制改革の突破口として、両制度の活用も期待される。

2 各区域の概要

（1）区域の指定状況

指定区域は、1 次指定が 6 区域、2 次指定（地方創生特区）が 3 区域、3 次指定（地方創生特区第 2 弾）が 1 区域の計 10 区域となっている（図 2。区域指定の経緯は表 4）。

図 2 国家戦略特区の各区域の位置と区域計画の認定状況



(出典) 石破茂「区域計画の認定について」(第 19 回国家戦略特別区域諮問会議資料 1-1) 2016.2.5. 首相官邸 HP <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/dai19/shiryou1-1.pdf>> 等を基に筆者作成。

²¹ 事業者が、現行の規制の適用範囲が不明確な場合、具体的な事業計画に即して適用の有無を確認できる制度

²² 新事業活動を行おうとする事業者企業単位で規制の特例措置の適用を認める制度

²³ 上村 前掲注(20)

地方創生特区（2次指定及び3次指定の区域）は、地方創生を改革により実現し、新たな発展モデルを構築しようとするやる気のある、志の高い地方自治体を指定するものであり²⁴、当初の目標である「世界で1番ビジネスのしやすい国」とは方向性が異なるものである。（平成27（2015）年4月の）「統一地方選挙が近づいたことにより、政治的思考が地方重視に傾いていった。それ以降は地方創生色が強まって、企業活動のための突破口を開こうという当初の姿勢は薄まってしまったように感じられる」との指摘もある²⁵。

（2）各区域における事業の実施状況

各区域における特定事業等の実施状況を表6にまとめた。正式な指定から1年半余りが経過した1次指定の6区域をみると、区域計画において、事業の実施主体となる民間事業者や事業の開始時期などが決定し、事業が進捗している様子がうかがえる（表中の黒丸）。

東京圏は、平成32（2020）年の東京オリンピック・パラリンピックを控えて、都心で再開発計画が盛んになっており、事業計画では10事業が認定されている（表6の区分では「容積率」）。また、日本橋の真上を走る首都高速道路を地下化する動きもあり²⁶、特区制度を活用した都心の再開発は今後も加速するとみられる。

関西圏は、「医療等イノベーション拠点」をテーマの1つとしているが、実施している医療分野の規制改革メニューは「保険外併用」のみである。中間評価²⁷において、同分野の未実施メニューを一層活用すること、追加提案について3府県間の調整とプライオリティ付けが不十分であることなどが指摘されている²⁸。

福岡市は、中間評価において「スタートアップカフェ」²⁹などの市の独自事業との相乗効果が評価されている。市が提案した「高さ制限」や「外国人創業人材」が追加の規制改革メニューに採用されるなど、追加提案も活発である。³⁰

「農業特区」とも呼ばれる新潟市と兵庫県養父市は、「農業生産法人」（役員要件の緩和）を活用した認定事業が多い。農業委員会の改革を含めた農業改革は、一定の評価を得ているが、TPPに加盟すれば、日本の農業には非常に大きな市場圧力がかかるため、一層の改革が求められている³¹。

沖縄県は、認定事業数や区域計画の認定回数が他区域と比べて少なく（区域計画の認定回数は、図2）、中間評価においても、規制改革メニューの活用や追加提案が少ないことが指摘されている。諮問会議は、評価の低い特区等に対しては、指定の取消しも含めた厳格な対応を求めていくとしている。³²

²⁴ 特区法に「地方創生特区」の定義はない。秋池玲子ほか「国家戦略特区 今後の進め方について」（第10回国家戦略特別区域諮問会議資料3）2014.12.19. 首相官邸 HP <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/dai10/shiryous3.pdf>>

²⁵ 熊野英生「成長戦略の核心は何か」『金融財政ビジネス』10500号, 2015.6.15, p.6.

²⁶ 「東京・日本橋の首都高高架 特区使い地下化」『日本経済新聞』2016.1.5.

²⁷ 秋池ほか 前掲注(14)

²⁸ 関西圏、東京圏等の自治体の階層が深い区域においては、区域内での合意形成が課題となっている（坂村健「国家戦略特区の理想と現実」『地銀協月報』648号, 2014.6, pp.3-12.）。

²⁹ スタートアップ（創業間もない企業や事業）コミュニティの核となる場としてカフェを活用し、スタートアップ人材が気軽に集まり交流できる場を、福岡市の委託事業として、平成26（2014）10月に設置した。

³⁰ 福岡市の開業率（雇用保険適用事業所の増加割合）は、平成25（2013）年から2年連続7%台（全国主要都市の中で1位）を記録している（福岡アジア都市研究所「Fukuoka Growth」2015.7. <http://urc.or.jp/wp-content/uploads/2015/07/FukuokaGrowth201507_01.pdf>）。

³¹ 安田編著 前掲注(8), p.84.

³² 秋池玲子ほか「国家戦略特区 今後の進め方について」（第18回国家戦略特別区域諮問会議資料3）2015.

表6 国家戦略特区の各区域における特定事業等の実施状況

| 区 分 | 1次指定 | | | | | | 2次指定 | | | 3次指定 | | |
|-------------------------------------|---------------|-------------------|-----|-----|----------|-----|------|-----|-----|---------|---|---|
| | 東京圏 | 関西圏 | 新潟市 | 養父市 | 福岡市・北九州市 | 沖縄県 | 仙北市 | 仙台市 | 愛知県 | 広島県・今治市 | | |
| 認定事業 ¹ 数 計 | | 42 | 16 | 19 | 16 | 17 | 3 | 5 | 5 | 12 | 0 | |
| 規制の特例措置等 (規制改革メニュー) ² | 医療 | 病床 | ●6 | ● | | | ● | | | | | |
| | | 医療法人 | | | | | | | | | | |
| | | 外国医師 | ●3 | ○ | | | ○ | | | | | |
| | | 外国医師診療所 | | | | | | ○ | | | | ○ |
| | | 保険外併用 | ●7 | ●3 | | | ● | | ● | ●2 | | |
| | | 医学部新設 | ● | | | | | | | | | |
| | | iPS | | ● | | | | | | | | |
| | 粒子線治療 | | ● | | | | | | | | | |
| | 雇用・創業 | 雇用条件 ³ | ● | ● | ● | | ● | | ○ | ● | | ○ |
| | | 有期雇用 ³ | ○ | ○ | | | | | | | | |
| | | シルバー人材 | | | | ● | | ● | | | | |
| | | 公証人 | ● | | | | | | ○ | | | |
| | | NPO | | ● | ● | ● | ● | | ● | ● | | |
| | | 官民人材移動 | | | | | ● | | | | | ○ |
| | 外国人材 | 外国人家事支援人材 | ● | | | | | | | | | ○ |
| | | 外国人創業人材 | ● | | ● | | ● | | | | | ○ |
| | 教育・保育 | 公設民営学校 | | ○ | | | | | | ● | | |
| | | 地域限定保育士 | ●2 | ● | | | | ● | | | | |
| | 都市再生・まちづくり | 都市公園保育所 | ●2 | | | | | | ○ | | | |
| | | 容積率 | ●10 | ○ | | | | | | | | |
| | | エリアマネジメント | ●5 | ●2 | | | ●10 | ●2 | ○ | | | |
| | | 高さ制限 | | | | | | | | | | |
| | | 特定有害物質 | | | | | | | | | | |
| | | 旅館業法 | ● | ● | | | ○ | | | | | |
| | 農林漁業 | 古民家等 | ○ | ● | | ● | ○ | | | | | |
| | | 農業委員会 | | | ● | ● | | | | | ● | |
| | | 農業生産法人 | | | ●9 | ●11 | | ●2 | | ●2 | | |
| 信用保証 | | | | ● | ● | | | | ● | | | |
| 農家レストラン | | | | ●4 | ○ | | | | ●2 | | | |
| 国有林野 | | | | | | | ● | | | | | |
| 実証実験 | 漁業生産組合 | | | | | | | | | | | |
| | 無線局免許 | | | | | | ● | | | | | |
| 構造改革特区 | 公社管理道路 | | | | | | | ● | | | | |
| 金融上の支援措置 | 利子補給金 | | | | | | | | | | | |
| 税制上の支援措置 | 課税の特例措置 | | ●2 | ● | | | | | | | | |
| その他 | 雇用労働相談センター | ● | ● | ● | | ● | | ● | ● | | | |
| | 人材流動化センター | | | | | ● | | | | | | |
| | 東京開業リストップセンター | ● | | | | | | | | | | |
| | 特区医療機器薬事戦略相談 | | ● | | | | | ● | | | | |

(注1) 「○」は区域方針へ記載された事業、「●」は区域計画へ記載された事業(認定事業。数字は複数事業ある場合の事業数を示す。

(注2) 各規制改革メニューの内容は、巻末の参考表を参照。

(注3) 「雇用条件」と「有期雇用」は、全国展開済であるため、事業数にカウントされない。

(出典) 石破茂「区域計画の認定について」(第18回国家戦略特別区域諮問会議資料1-1) 首相官邸 HP <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/dai18/shiryou1-1.pdf>> 等を基に筆者作成。

Ⅲ 論点

1 国家戦略特区における課題

(1) 特区の評価

各区域における進捗状況の評価の課題として、前述した各区域会議における進捗管理の状況を確認できないこと(I2(2)(ii))のほかに、そもそも評価指標が設定されていないこ

12.15. 首相官邸 HP <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/dai18/shiryou3.pdf>>

とがある。特区事業が当初の狙いどおりの成果を達成し、目的・目標とする社会的・経済的効果を上げることができたのかを示す測定指標の開発が、現状では不足している³³。諮問会議でも、民間議員が KPI の設定の必要性を指摘している³⁴。

特区が、全体として規制改革の突破口として機能しているかという点については、多くの規制改革が実現したとの評価がある一方で、規制担当官庁との調整がまとまらず、実現していないものも多い(表7。ライドシェアと民泊は、(3)も参照)。特に、農業分野では、農業生産法人への株式会社の出資上限を50%未満としている規制が最大の懸案とされている³⁵。これらの規制改革事項を第190回国会に提出予定の「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案」(以下「特区法改正案」。概要は、2(1)に盛り込むべく、調整が続けられている³⁶。

表7 主な規制改革事項に関する議論の状況

| 分野 | 規制改革事項 | 規制担当官庁の主張 | 国家戦略特区 WG の主張 |
|------------|----------------------|---|--|
| 農業 | 農業生産法人の出資・事業要件の緩和 | <農林水産省> ①株式会社の農地所有により、耕作放棄や産廃置場になるおそれ ②国による没収等の担保措置が必要(養父市の条例 ^(注) では不十分) ③リース方式での企業参入を進めており、所有方式は次期尚早 | ①耕作放棄等への罰則を条例で定めている場合は問題ないはず。 ②必要な措置を法律又は条令で定める前提で、特例を設ければよい。 ③農業の競争力強化は喫緊の課題。特区での実験は早急に実現すべき。 |
| 外国人材 | 農業の担い手となる外国人材の就労解禁 | <農林水産省> 検討に時間がかかる。 | 担い手不足の解決とともに、技能実習制度に代わる仕組みの構築も早急に図るべき。既存の制度(家事支援人材)などを参考に、早急な検討は可能 |
| | クールジャパンに関わる外国人材の就労解禁 | <法務省> 業界からニーズはない。 | 民間・自治体から、提案あり。 |
| 都市再生・まちづくり | 過疎地等での自家用ライドシェアの拡大 | <国土交通省> 安心・安全の観点から慎重に制限を課しつつ検討すべき。 | 安心・安全の確保は大前提。その上で、ライドシェアの拡大を図ることが可能 |
| | 民泊(旅館業法の特例) | <厚生労働省・観光庁> 当面は簡易宿所の規制緩和で(全国的な)民泊に対応 | 特区においては、滞在日数の下限を現行の7日から2日に引き下げる必要あり。 |
| | 入国管理業務の民間委託の拡大 | <法務省> 公権力の行使であり、機密情報に触れるため、民間委託は困難 | インバウンドの急拡大で現場の混乱は大きい。民間委託の拡充を工夫すべき。 |

(注) 養父市は、平成27年9月に、農業生産法人の出資要件の緩和に備えて、耕作放棄地の増大を防止する措置を講じる条例を制定した。広瀬栄「農業生産法人の更なる要件緩和について」(第19回国家戦略特別区域諮問会議配布資料)2016.2.5. 首相官邸 HP <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/dai19/haihushiryout1.pdf>>

(出典) 秋池玲子ほか「主な規制改革事項に関する議論の状況」(第19回国家戦略特別区域諮問会議資料3別紙)2016.2.5. 首相官邸 HP <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/dai19/shiryout3.pdf>> を基に筆者作成。

また、国家戦略特区は、産業の国際競争力強化、国際的な経済活動の拠点形成を図ることを趣旨としている。そのためには、ビジネス環境の改善(新規事業者等の開業、建設認可許可、不動産登記、資金調達等が容易になること)が重要である。これにより日本企業

³³ 安田編著 前掲注(8), p.41.

³⁴ 「第19回国家戦略特別区域諮問会議(議事要旨)」2015.9.9. 首相官邸 HP <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/dai15/gijiyoushi.pdf>>

³⁵ 「岩盤規制の打破へ二の矢、三の矢を放て(社説)」『日本経済新聞』2015.12.6.

³⁶ 「第19回国家戦略特別区域諮問会議(議事要旨)」2016.2.5. 首相官邸 HP <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/dai19/gijiyoushi.pdf>>

だけでなく、海外企業にとっても利便性が高まり、対日直接投資を増加させることにもつながる。しかし、平成 28 (2016) 年の世界銀行のビジネス環境ランキングにおける日本の順位は後退した (I 2(1)(ii))。当初の目標に立ち返ると、岩盤規制の見直しではなく、ビジネス開始を容易にする制度改善、インフラ整備を優先すべきとの指摘がある³⁷。

(2) 先行 2 特区との連携

国家戦略特区では、先行 2 特区との連携を図ることとされている。例えば、区域計画に定めることで、構造改革特区の規制の特例措置を活用することができ、愛知県で、構造改革特区の規制改革メニュー(「公社管理道路」)が活用されている³⁸。しかし、総合特区については、特区法や基本方針に、具体的な連携方法についての規定はないため³⁹、連携状況について確認することは難しい。特に、東京圏と関西圏では、総合特区(国際戦略総合特区)との類似性や重複が指摘されており⁴⁰、両特区の効果的な連携が課題となっている。

猪瀬直樹東京都知事(当時)は、平成 25 (2013) 年 10 月に、国家戦略特区の施策が現行の総合特区より後退していると指摘した上で、規制の特例措置だけでなく、税制・金融・財政等の特例措置を含めた総合的な取組とすることなどを求める要望書を提出している⁴¹。また、関西国際戦略総合特別区域地域協議会は、平成 26 (2014) 年 4 月に両特区制度を有効かつ一体的に活用する方針を示している⁴²。

(3) シェアリングエコノミーへの対応

民泊やライドシェアなどのシェアリングエコノミーは、平成 28 (2014) 年 6 月を目途にまとめられる新たな成長戦略の主な検討テーマの 1 つとされている⁴³。東京圏と関西圏では、規制改革メニューの「旅館業法」の活用により、いわゆる「民泊」が実施されている。東京都大田区及び大阪府(大阪市、堺市等 6 市を除く。)で、事業実施に必要な条例が成立した。大田区は、平成 28 (2016) 年 1 月に条例を施行し、大阪府は 4 月の施行を予定している。⁴⁴

規制緩和の条件は、7～10 日以上宿泊期間、25 m²以上の面積、外国語での情報提供等

³⁷ 熊野 前掲注(25), p.7.

³⁸ 国家戦略特区制度では、区域計画に定めることで、構造改革特区制度の規制の特例措置を活用することができる(特区法第 10 条第 1 項)。

³⁹ 基本方針では、国家戦略特区と総合特区が重複して指定される際には、「相互の取組があいまってより大きな効果が得られるよう、積極的な連携を図ること」とされている。

⁴⁰ 中田雄介「国家戦略特区制度の今後の展望」『金融財政ビジネス』10391 号, 2014.2.17, p.12; 「人口減を越えて 増える特区」『宮崎日日新聞』2015.9.28.

⁴¹ 猪瀬直樹「国家戦略特区関連法案に関する都の緊急要望」2013.10.16. 東京都政策企画局 HP <http://www.sei-sakukikaku.metro.tokyo.jp/invest_tokyo/japanese/news-events/press/pdf/20131016.pdf>

⁴² 「関西国際戦略総合特別区域地域協議会の今後の活動の方向性について 第 16 回委員会取りまとめ(議長総括)」(関西国際戦略総合特別区域地域協議会第 16 回委員会配布資料) 2014.4.8. 関西イノベーション国際戦略総合特区 HP <<http://kansai-tokku.jp/committee/files/2014/04/議長総括ペーパー.pdf>>

⁴³ 「IT 教育 小中から強化 新成長戦略 政府検討へ」『読売新聞』2016.1.25.

⁴⁴ 「大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例」(平成 27 年大田区条例第 75 号) 大田区 HP <http://www.city.ota.tokyo.jp/kuseijoho/kokkasenryakutokku/ota_tokkuminpaku.files/otaku_jyourei.pdf>; 「大阪府国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例」(平成 27 年大阪府条例第 84 号) 大阪府 HP <http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00001909.html> 等。大阪市でも平成 28 (2016) 年 1 月に条例が可決されているが、区域計画への記載はない。大阪市は、市民の安全・安心を十分確保するため、条例の施行を同年 10 月以降としている(「議案第 232 号国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例案」に対する附帯決議) 2016.1.15. 大阪市会 HP <<http://www.city.osaka.lg.jp/shikai/page/0000338816.html>>。

である。条件の厳しさから、現在仲介サイトを通じて提供されている民泊には、条例で認可されることが難しいものも多いことが懸念されている⁴⁵。全国的な民泊の在り方をめぐっては、「民泊サービス」のあり方に関する検討会（厚生労働省・観光庁）、「規制改革会議」（内閣府）、「IT 総合戦略本部」（内閣官房）など、政府の会議が混在しており、方向性が見えないと指摘されている⁴⁶。実態に即した制度とするための条件緩和と、近隣トラブルの防止等を両立することが課題となっている。

ライドシェアについては、平成 27（2015）年 10 月の諮問会議において、安倍首相が「過疎地等での観光客の交通手段として、自家用自動車の活用を拡大する」と発言した⁴⁷。京都府京丹後市からもタクシー空白地における自家用車ライドシェアが提案されているが⁴⁸、表 7 のとおり、国土交通省との調整が続いている。ライドシェアの解禁は、地方創生や地域活性化の追い風となるため、国家戦略特区における早期の実現を望む意見もある⁴⁹。

2 今後の動き

（1）特区法の改正

第 190 回国会に提出が予定されている特区法改正案の主な内容は表 8 のとおりである。特区医療機器薬事戦略相談は、平成 27（2015）年 11 月の厚生労働省局長通知により既に措置されている支援内容を明文化するものである⁵⁰。また、指定法人の所得の特別控除制度は、東京都、大阪府・大阪市及び福岡市の提案を基にしており、「平成 28 年度税制改正の大綱」（平成 27 年 12 月 24 日閣議決定）に盛り込まれたものである⁵¹。そのほか、表 7 に示した規制改革事項等を盛り込むことが検討されている。

（2）近未来技術実証の推進

遠隔医療、遠隔教育、自動飛行、自動走行等の「近未来技術」に関する実証について、「近未来技術実証特区検討会」⁵²が平成 27（2015）年 1 月から 7 月に開催された。

⁴⁵ 竹内一雅「民泊トラブルの増加と規制の動き」『研究員の眼』2015.12.22. ニッセイ基礎研究所 HP <http://www.nli-research.co.jp/files/topics/51563_ext_18_0.pdf> なお、民泊仲介サイトを運営する Airbnb が公表した利用実績によると、日本における宿泊日数の 1 回平均は 3.8 泊（平成 27（2015）年 6 月までの 1 年間の実績）である（「民泊」仲介サイト Airbnb 外国客 年 52 万人滞在『朝日新聞』2015.11.27.）。

⁴⁶ 「民泊サービス」のあり方に関する検討会では、まず民泊をカプセルホテルなどと同じ「旅館業法」（昭和 23 年法律第 138 号）上の「簡易宿泊所」に位置付ける方針である（「民泊」ルール 見えぬ方向性『朝日新聞』2016.1.28.）。

⁴⁷ 「第 16 回国家戦略特別区域諮問会議（議事要旨）」2015.10.20, p.6. 首相官邸 HP <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/dai16/gijiyoushi.pdf>>

⁴⁸ 京都府京丹後市「国家戦略特区ヒアリング説明資料」2015.9.11. 首相官邸 HP <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc_wg/h27/150911kyoutango_shiryu01.pdf>

⁴⁹ 「シェアリング先進国に学ぶ 今こそ開国せよ」『日経ビジネス』1821 号, 2015.12.21, pp.40-41.

⁵⁰ 「特区医療機器薬事戦略相談の実施について」（平成 27 年 11 月 20 日薬生発 1120 第 3 号。厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）首相官邸 HP <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/pdf/h271120k.pdf>>

⁵¹ 東京都「世界で一番ビジネスのしやすい国際都市づくり特区 国家戦略特区提案書」2013.9.17. 首相官邸 HP <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc_wg/pdf/39-tokyo.pdf>; 大阪府・大阪市「国家戦略特区プロジェクト提案（概要）」2013.9.11. 首相官邸 HP <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc_wg/pdf/40-osaka.pdf>; 福岡市「福岡市の提案「スタートアップ法人減税」がついに実現へ！」2015.12.16. 福岡市 HP <<http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/51238/1/zeiseikaiseitaikou.pdf>>

⁵² 「近未来技術に関する実証プロジェクト」と、その実現のための「制度的制約・大胆な規制改革」を検討した上で、これを受け入れる用意のある「志の高いやる気のある地方の自治体」とのマッチングを図る。平将明内閣府副大臣（当時）・小泉進次郎内閣府大臣政務官（国家戦略特区担当。当時）の私的諮問機関。メンバーは、

表8 「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案」(第190回国会)の概要

| 名称 | 内容 |
|---------------------------------------|---|
| テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例(規制の特例措置) | 遠隔診療のニーズに対応するため、医療機関や薬局等の医療資源が乏しい離島・へき地について、対面での服薬指導が行えない場合にテレビ電話を活用した服薬指導を可能とする。(「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(昭和35年法律第145号)の特例) |
| 特区医療機器薬事戦略相談(その他必要な事項) | 治験期間を短縮し、開発から市販承認までのプロセスの迅速化を図るため、革新的医療機器の製造について、開発初期段階から、必要な試験等に関する助言・指導を行う。 |
| 指定法人の所得の特別控除制度(課税の特例措置) | 区域の指定の日以降に設立され、規制改革メニューが重要な役割を果たす事業を営むなどの法人で、国家戦略特区担当大臣の指定を受けた法人については、設立の日から5年間、所得金額の20%を控除できる。 |

(出典) 衆議院調査局『各委員会所管事項の動向―第190回国会(常会)における課題等―』2016, p.319. <[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Shiryo/16doukou01.pdf/\\$File/16doukou01.pdf](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Shiryo/16doukou01.pdf/$File/16doukou01.pdf)>; 内閣府地方創生推進室「最近追加した規制改革事項(省令・告示等)」2015.11.26, p.2. <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/151126goudoukuikikaigi/sankou4.pdf>>等を基に筆者作成。

2次指定や3次指定の自治体から、小型無人機(ドローン)などの自動飛行やロボットタクシーなどの自動走行についての規制緩和の提案がなされている⁵³。しかし、現在、技術実証の規制改革メニューは、秋田県仙北市で活用される「無線局免許」のみである⁵⁴。また、民間事業者からも様々な提案がなされているにもかかわらず、実証の成功例が挙がっていないことが指摘されている。さらに、自治体や民間事業者からの提案について、内閣府のホームページ等で国家戦略特区WGによるヒアリング資料等は公表されているものの、選定プロセスは公表されておらず、選定プロセスの透明性確保が課題となっている。規制緩和は、企業が行うイノベーションと密接な関係があるため、特区においてこれらの技術実証を推進することが期待される。⁵⁵

おわりに

平成27(2015)年9月に安倍首相は、「一億総活躍社会」を目指す「新・三本の矢」を表明し、新・第一の矢である「希望を生み出す強い経済」の目標として「名目GDP600兆円の達成」を掲げた⁵⁶。目標達成のため、残っている規制改革を早急を実現し、国家戦略特区が規制改革の突破口や近未来技術実証の実験場としての役割を果たすことで、生産性革命やイノベーションを促進することが求められている。

副大臣・政務官に加え、国家戦略特区WGのメンバー。

⁵³ 内閣府地方創生推進室「「近未来技術実証特区」における自動飛行プロジェクトについて」(第6回近未来技術実証特区検討会参考資料2)2015.7.19, pp.17-19. 首相官邸HP <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/kinmirai/dai6/sankou2.pdf>>

⁵⁴ ドローンの競技大会の開催者による免許取得にかかる期間を大幅に短縮することで、大会を開催しやすくする(「ドローン大会開きやすく」『日本経済新聞』2016.2.5.)。なお、特区法改正案で追加される「テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例」では、安全性・確実性の確保を前提として、ドローンの活用可能性が検討されることとなっている(産業競争力会議「成長戦略の進化のための今後の検討方針(案)」(第25回産業競争力会議資料3-2)2016.1.25, p.9. 首相官邸HP <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/skkkaigi/dai25/siryu3-2.pdf>>。

⁵⁵ 熊野 前掲注(25), pp.5-6.

⁵⁶ 安倍首相は、自民党総裁に再選された自民党両院議員総会後の記者会見において「新・三本の矢」を表明した。新・第二の矢「夢をつむぐ子育て支援」の目標は「希望出生率1.8の実現」、新・第三の矢「安心につながる社会保障」の目標は「介護離職ゼロの実現」である。第2次安倍内閣は、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」を(旧)「三本の矢」と位置付けていた。

(参考表) 規制改革メニュー一覧

| 分野 | 略称 | 規制の特例措置等の内容 | 規制の根拠法等 |
|-------|-----------|---|--|
| 医療 | 病床 | 病床規制の特例による病床の新設・増床の容認 | 医療法（昭和 23 年法律第 205 号） |
| | 医療法人 | 医療法人の理事長要件の見直し（医師に限らない。） | |
| | 外国医師 | ・国際医療拠点における外国医師の診察、外国看護師の業務解禁 ※一部全国展開 ・二国間協定に基づく英語による医師国家試験の口頭試問の省略 | 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第 17 条等の特例等に関する法律（昭和 62 年法律第 29 号）等 |
| | 外国医師診療所 | 外国医師の受入れを、指導医による指導監督体制を確保し、国際交流の推進に主体的に取り組む「単独の診療所」にも拡充 | |
| | 保険外併用 | 保険外併用療養の拡充 | 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号） |
| | 医学部新設 | 医学部の新設に関する検討 | 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の新設等に係る認可の基準（平成 15 年文部科学省告示第 45 号） |
| | iPS | iPS 細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁 | 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号） |
| | 粒子線治療 | 粒子線照射装置の輸出促進のため、外国の医師、看護師等の粒子線治療に係る研修期間を延長 | 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和 56 年法務省令第 56 号） |
| 雇用・創業 | 雇用条件 | 雇用条件の明確化 ※全国展開 →諮問会議において「雇用指針」が作成された。雇用労働相談センターにおいて活用される。 | — |
| | 有期雇用 | 有期雇用の特例 ※全国展開 →専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 137 号）により特例が設けられた。 | 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号） |
| | シルバー人材 | シルバー人材センターが週 20 時間ではなく、40 時間の就業についても派遣事業を行うことを可能化 | 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号） |
| | 公証人 | 公証人の公証役場外における定款認証 | 公証人法（明治 41 年法律第 53 号） |
| | NPO | NPO 法人の設立手続の迅速化 | 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号） |
| | 官民人材移動 | 国・自治体の職員がスタートアップ企業で働き、一定期間内に再び国・自治体の職員になった場合の退職手当の算定への配慮 | 国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号） |
| | 空港アクセスバス | 空港アクセスの迅速かつ柔軟な導入に向けた規制緩和 | 道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号） |
| 外国人材 | 外国人家事支援人材 | 家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人の入国・在留を可能化 | 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年法律第 319 号） |
| | 外国人創業人材 | 「経営・管理」の在留資格の基準を緩和 | |
| 教育・保育 | 公設民営学校 | 公立学校運営の民間への開放（公設民営学校の設置） | 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）等 |
| | 地域限定保育士 | 「地域限定保育士」の創設（政令市による当該保育士試験の実施を含む。） | 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）等 |
| | 都市公園保育所 | 都市公園内における保育所設置の解禁 | 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号） |

| | | | |
|------------|-----------|---|---|
| 都市再生・まちづくり | 容積率 | <ul style="list-style-type: none"> 都市計画の決定等をワンストップ化 都心居住促進等のための土地利用規制（容積率、用途等）の見直し | 建築基準法（昭和25年法律第201号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、都市再生開発法（昭和44年法律第38号）、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号） |
| | エリアマネジメント | エリアマネジメントの民間開放（都市機能の高度化等を図るための道路の占有基準の緩和） | 道路法（昭和27年法律第180号） |
| | 高さ制限 | 航空法高さ制限について、一定の高さをエリア一体の目安として提示することで承認手続を迅速化 | 航空法施行規則（昭和27年国土交通省令第79号） |
| | 特定有害物質 | 自然由来特例区域における認定調査は、全25の特定有害物質ではなく、区域指定の物質のみを対象 | 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号） |
| | 旅館業法 | 滞在施設の旅館業法の適用除外（いわゆる「民泊」） | 旅館業法（昭和23年法律第138号） |
| | 古民家等 | <ul style="list-style-type: none"> 古民家等の歴史的建築物の活用のための建築基準法の適用除外など ※全国展開 →「建築基準法第3条第1項第3号の規定の運用等について（技術的助言）」（平成26年国土交通省住宅局建築指導課長通知）により運用に関する技術的助言が示された。 歴史的建築物に関する旅館業法の特例 | 建築基準法 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号） |
| 農林漁業 | 農業委員会 | 農業委員会と市町村の事務分担（農地の権利移動の許可関係事務を市町村が行うことを可能化） | 農地法（昭和27年法律第229号）等 |
| | 農業生産法人 | 農業生産法人の6次産業化推進等のための役員要件の緩和 | |
| | 信用保証 | 農業への信用保証制度の適用 | — |
| | 農家レストラン | 農家レストランの農用地区域内設置の容認 | 農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号） |
| | 国有林野 | 国有林野の民間貸付・使用の拡大 | 国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号） |
| | 漁業生産組合 | 組合の設立等に必要となる人数要件の緩和 | 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号） |
| 実証実験 | 無線局免許 | 電波を活用した実証実験等を行うための免許手続について、即日発給を可能化（現状1～2週間） | 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）等 |
| 構造改革特区 | 公社管理道路 | 公社管理道路運営の民間への開放 | 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号） |

（出典）内閣府地方創生推進室「規制改革メニュー」首相官邸 HP <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/menu.html>>; 「国家戦略特別区域及び区域方針」（平成26年5月1日内閣総理大臣決定）；「国家戦略特別区域法」（平成25年法律第107号）等を参考に筆者作成。